

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西和賀町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岩手県西和賀町長

## 公表日

令和4年3月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健診(※)の実施等、住民の健康増進のために必要な事業を展開している。また、事後指導、健診結果の管理等を行っている。 ※がん検診(肺がん、乳がん、胃がん、子宮頸がん、大腸がん)、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診
③システムの名称	1. 健康管理システム(健康増進) 2. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険被保険者台帳ファイル 2. 個人住民税課税対象者ファイル 3. 後期高齢者医療被保険者台帳ファイル 4. 介護保険被保険者台帳ファイル 5. 健康管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、別表第一の第76項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会)番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 (情報提供)番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岩手県和賀郡西和賀町川尻40地割40番地71 西和賀町役場 総務課 TEL0197-82-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岩手県和賀郡西和賀町沢内字太田2地割81番地1 西和賀町役場 町民課 TEL0197-85-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健診の実施等、住民の健康増進のために必要な事業を展開している。また、事後指導、健診結果の管理等を行っている。	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種健診(※)の実施等、住民の健康増進のために必要な事業を展開している。また、事後指導、健診結果の管理等を行っている。 ※がん検診(肺がん、乳がん、胃がん、子宮頸がん、大腸がん)、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診	事前	情報連携の開始に伴う見直し
令和4年3月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(健康増進)	1. 健康管理システム(健康増進) 2. 団体内統合宛名システム	事前	情報連携の開始に伴う見直し
令和4年3月9日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 国民健康保険被保険者台帳ファイル 2. 個人住民税課税対象者ファイル 3. 後期高齢者医療被保険者台帳ファイル 4. 介護保険被保険者台帳ファイル	1. 国民健康保険被保険者台帳ファイル 2. 個人住民税課税対象者ファイル 3. 後期高齢者医療被保険者台帳ファイル 4. 介護保険被保険者台帳ファイル 5. 健康管理台帳ファイル	事前	情報連携の開始に伴う見直し
令和4年3月9日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条第1項、別表第一の第76項	1. 番号法第9条第1項、別表第一の第76項	事前	情報連携の開始に伴う見直し
令和4年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	情報連携の開始に伴う見直し
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	(情報照会)番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 (情報提供)番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項	事前	情報連携の開始に伴う見直し